

## 愛知地方最低賃金審議会 第3回専門部会議事録

令和3年8月4日(水)

午後1時30分～午後2時45分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室

出席(公益代表委員) 中山恵子部会長、中山徳良部会長代理、小野木委員  
(労働者代表委員) 安藤委員、木戸委員、中塚委員  
(使用者代表委員) 梶原委員、澁谷委員、太箸委員  
(事務局) 岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、  
宮下賃金指導官、森賃金指導官、丹下賃金調査員

### 発言者・発言内容

#### 宮下賃金指導官

愛知地方最低賃金審議会第3回愛知県最低賃金専門部会を開催します。本日の委員の出席状況ですが、委員全員が出席いただいております。

本日の資料は会議次第とセットにしたもの1部と机上配付資料1部をお配りしております。それでは以後の議事進行について中山部会長、よろしくお願いします。

#### 中山部会長

では議事に入ります。まず議事録の署名委員ですが、労働者側は中塚委員お願いします。使用者側は梶原委員お願いします。

( 両委員 了承 )

#### 中山部会長

議題(1)、令和3年度愛知県最低賃金の改正について審議に入る前に、本日の配付資料について事務局よりご説明してください。

#### 西尾主任賃金指導官

本日、お配りしております資料1、2について説明させていただきます。会議次第、資料目次があります。右下に通しページがありますのでご覧ください。

まず4ページ目、資料No.1「令和3年6月分速報 最近の雇用情勢」は、本年7月末に愛知労働局が発表しました雇用統計で、有効求人倍率などの推移をグラフ化して示したものです。

最終ページの資料2は、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示されました「最低賃金と生活保護費との比較について」は、最新のデータにより比較したものです。生活保護費の最新データが令和元年度でありますので、同年10月1日発効の愛知県最低賃金額926円を基に比較を行っております。比較年当時の最低賃金額による「1か月換算額」は、ご覧いただいております資料2に注意書きとして記載しております。

#### 小野木委員

ちょっとすいません。発効日は令和元年ですか。

**西尾主任賃金指導官**

最新が令和元年です。

**小野木委員**

去年でなくて。

**西尾主任賃金指導官**

最新が令和元年になります。例年そうです。

**高橋賃金課長**

最新をお示しております。

**小野木委員**

失礼いたしました。

**西尾主任賃金指導官**

続けます。

生活保護費の最新データが令和元年度でありますので、同年10月1日発効の愛知県最低賃金額926円を基に比較を行っております。比較年当時の最低賃金額による「1か月換算額」は、ご覧いただいております資料2に注意書きとして記載しておりますとおり、当時の最低賃金額に1か月平均の法定労働時間数173.8時間と、可処分所得の総所得に対する割合0.817を乗じ、131,487円となります。一方、令和元年度の生活保護費は2の(3)に記載のとおり、生活扶助基準額として第1類費、第2類費、期末一時扶助費の合計額の愛知県内人口加重平均に、住宅扶助の実績値を加えた金額で、103,250円となります。生活保護費と比較し、愛知県最低賃金額が下回っているとは認められませんでした。

机上配付資料を簡単にご説明いたします。中小企業庁所掌の事業再構築補助金の概要です。こちらの2ページ目にありますとおり、最低賃金枠が創設されましたので情報提供させていただきます。以上でございます。

**中山部会長**

ただ今のご説明について、ご質問等ありますか、

( 質問なし )

**中山部会長**

では、本日意見の合意が得られますように、委員の皆様方のご協力をお願いします。前回までの審議を踏まえ労使それぞれの意見を伺いたいと思います。労働者側委員からいかがですか。

**中塚委員**

前回、第2回場で発言させていただきました、32円。この考えからは今のところ変わりはないということです。主張させていただきました春闘の結果、それを未組織労働者の中にとしっかりと反映していくこと、これを第一に主張させていただいた考え、そのことでの金額ということです。以上です。

**中山部会長**

では使用者側、お願いいたします。

**梶原委員**

基本的には前回と同様と考えております。最近のコロナ情勢は大変厳しいものがあるということで、状況は大きく変わっていないという認識です。我々といたしましては昨年と同様、事業の継続と雇用の維持というのが1番大事だと考えております。

今年度の最低賃金も大幅な引上げは難しいと、経済の実態をよく確認した上で昨年と同じバランス、同じ水準で行くべきであるという考えです。以上です。

**中山部会長**

残念ながら、いまだ改正額の一致に至っていませんので、一旦休会として個別の打ち合わせをご提案したいと思いますがいかがでしょうか。

( 了 承 )

( 休 会 )

**中山部会長**

全体会議を再開します。まず、改めて労働者側から個別協議の結果も踏まえまして、最終的なご意見をお願いします。

**中塚委員**

前から主張しているとおりです。春闘の結果等を含めて、私達としては主張していきたいと思いますが、32円。ここから変わりはありません。以上です。

**中山部会長**

では使用者側、お願いいたします。

**梶原委員**

先ほど、この会の冒頭で申し上げたとおり、現状を考えますと引上げる時期、状態ではないというのが我々の考えです。以上です。

**中山部会長**

公益委員としては、いろいろ話を伺い調整しましたが、労使の意見が先ほどのように労働者側32円、使用者側は0円であり合意が得られませんでした。従いまして、公益案をお出しした上でそれについて採決との方向にしたいと考えています。

事務局のほうで、公益案を。

**西尾主任賃金指導官**

少し時間をいただければと思います。

**中山部会長**

少しお待ちください。

**中山部会長**

事務局は公益案を配付してください。

( 公 益 案 配 付 )

**中山部会長**

ただいま作成した公益案を読み上げさせていただきます。  
愛知県最低賃金、現行最低賃金額時間額927円、これにつきまして引上げ額28円、引上げ率3.02%  
で最低賃金額を955円とするのが公益案です。  
公益案について、これから採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

( 了 承 確 認 )

**中山部会長**

では採決に入ります。ただいまお示しした公益案に賛成の方は、挙手をお願いします。

( 挙 手 )

**中山部会長**

事務局でご報告ください。

**宮下賃金指導官**

公益2名、労働者側3名、使用者側0名です。合計5名です。

**中山部会長**

はい。賛成5名ですね。続いて、公益案について反対の方、挙手をお願いします。

( 挙 手 )

**宮下賃金指導官**

公益0名、労働者側0名、使用者側3名です。合計3名です。

**中山部会長**

採決の結果を発表します。

賛成 公益2名 労働者側3名 使用者側0名 合計5名

反対 公益0名 労働者側0名 使用者側3名 合計3名

という結果になりましたので、賛成多数により、公益案をもって専門部会報告の内容とします。

**中山部会長**

引き続き、本審への報告書(案)を審議します。事務局で報告書(案)の用意をしてください。

( 報 告 書 案 の 配 付 )

**中山部会長**

では事務局で報告書(案)を読み上げてください。

**宮下賃金指導官**

では読み上げます。

(案)

令和3年8月5日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県最低賃金専門部会  
部会長 中山 恵子

### 愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月1日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額926円）は令和元年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

労働者代表委員	使用者代表委員	公益代表委員
安藤 知子	梶原 弘司	小野木 昌弘
木戸 英博	澁谷 由美子	中山 恵子
中塚 正輝	太箸 俊一	中山 徳良

別紙1

#### 愛知県最低賃金

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 955円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和3年10月1日

## 愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

## 1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 926 円
- (3) 発効日 令和元年 10 月 1 日

## 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
18 歳～19 歳・単身世帯
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護費(令和元年度)  
生活扶助基準(第 1 類費+第 2 類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (103, 250 円)

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 か月換算額

926 円(愛知県最低賃金)×173.8(1 か月平均法定労働時間数)  
×0.817 (令和元年度可処分所得の総所得に対する割合)=131, 487 円

## 中山部会長

ただ今の報告書(案)について何かご質問はありますか。

( な し )

## 中山部会長

では、報告書(案)の案を削除し、当部会の意見として、明日8月5日開催予定の本審へこの内容で報告します。結審にあたり基準部長から挨拶があります。お願いします。

## 岡田労働基準部長

ただ今、愛知県最低賃金にかかる改正決定につきまして、愛知地方最低賃金審議会会長への報告書の取りまとめをいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本年度は特に労使それぞれのお立場にある状況もあったかと思えますけれども、委員の皆様方におかれましては、愛知県の経済、雇用の実態を見極めつつ目安等を十分に参酌していただいた上で、公労使の三者の構成の枠組みにおいて、真摯にご議論を賜り結審いただきましたことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

明日の午後、開催を予定しております第 502 回愛知地方最低賃金審議会の審議におきまして答申を賜りたく、引き続きお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

**中山部会長**

では、双方の委員からご意見をどうぞ。

**中塚委員**

私たちは最終的に 32 円というところを示させていただきました。結果としてはこの金額には及ばなかったということは、私たちとしても正直、少し残念なところがあります。ただ今回コロナ禍前の 3%の引上げの水準。ここが形として示せたこと。私たちとして誰もが 1,000 円を目指して取り組んできているものがこういうところにつながって行くものだろうと思っておりますので、そこは受け止めて行きたいと思っております。

今後は様々な施策等の発表がされておりますけれども、やはり労働局の皆さんには、これら施策がしっかりと活用されること、これが重点だと思っておりますので是非ともその点をお願いしたいということと、私たちの立場としてのこの金額を、しっかりと周知等していききたいと思っております。以上です。

**中山部会長**

では使用者側、いかがですか。

**梶原委員**

公益案という形で、28 円という目安どおりを示されたということで、我々としては先ほど申し上げたとおり、雇用維持、事業の継続が一番大事であると昨年同様の水準でお願いしたいと主張してきました。目安という形でこのような金額が決定したということにつきましては、我々としても決定事項を尊重して周知していききたいと思っております。それと合わせて、会の冒頭でも助成金関係に係る中小企業に対する支援策が出てきておりますけれども、こういったものに関する、更なる制度の使いやすさ等の拡充ですね。また新たに、新たな支援策をもう少しきちんと立案サイドの厚生労働省などでそういった支援を改めてお願いしたいと強く主張したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

**中山部会長**

労使双方の委員の皆様方、本当にありがとうございました。

最後になりますが、議題 (2) その他について、何か議事はありますか。

( な し )

**中山部会長**

事務局から、何か説明、連絡事項等ありますか。

**西尾主任賃金指導官**

特にありません。

**中山部会長**

他にはよろしいですか。

では本年度の愛知県最低賃金専門部会の審議を終了します。本当に皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。公益一同、感謝申し上げます。

(署名欄)  
部会長

(中山恵子部会長)

労働者側代表委員

(中塚委員)

使用者側代表委員

(梶原委員)

令和3年8月4日 第3回専門部会 議事録